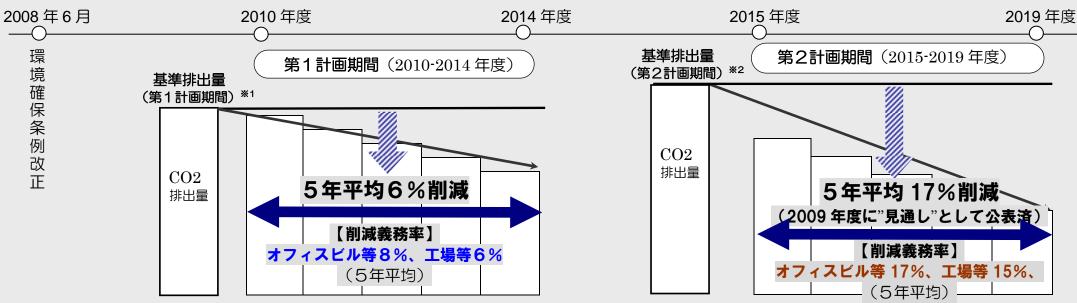
# 第2計画期間の削減義務率の考え方

「大幅削減に向けた転換始動期」と位置づけた第1計画期間の実績を踏まえ、

# 第2計画期間は、より大幅な CO2 削減を定着・展開する期間として、削減義務率を設定



〇対象事業所数:都内大規模事業所 1392

オフィスビル等(1168)

間として位置づけ

行動を推進

工場等(224) ※2011 年度末時点

(例) 区分「 [-1 ] の場合

第2計画期間の考え方

1. 第1計画期間(2010-2014 年)の成果を踏

2. 電力及び温暖化対策の観点からも、

まえ、より大幅な削減を定着・展開する期

需要側での節電・省エネを引き続き推進

3. 需要側からの低炭素な電力・熱の選択

※1:原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値

(第1計画期間の電気の排出係数※3は2005-2007年度の平均値で設定(計画期間中は固定))

※2:第1計画期間同様の算定方法。ただし、第2計画期間の排出係数※3で再計算(2014年度中に都が規定) (第2計画期間の電気の排出係数※3は(例)2011、2012年度の平均値で設定(計画期間中は固定))

※3:排出係数については、需要側からのCO2削減を、 より効果的、かつ、実態に合うものとするため、各計 画期間開始前に、直近のデータをもとに設定

#### 2. 第2計画期間の削減義務率 第1計画期間の削減実績

- ◆第1計画期間と同様に用途による特徴を考慮し設定
- ◆「より大幅な削減を定着・展開する期間」 としての特別の配慮
- (1) 中小企業への対応

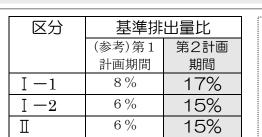
中小企業(中小企業基本法に定める中小企業者(大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。)、中小企業等協同組合法 に定める事業協同組合等)が1/2以上を所有する大規模事業所は義務対象外(ただし、対策計画書の提出を求める。)

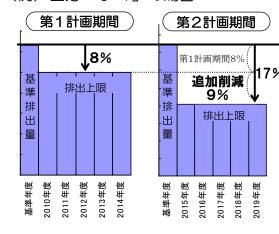
(2) 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所

上記 17%又は 15%の削減義務率が適用される事業所のうち電気事業法第 27 条の使用制限の緩和措置(削減率0%又 は5%)を受けた施設・設備等(一部除く)が主な用途\*\*である事業所は、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り削減 義務率を緩和(4%又は2%緩和)(※主な用途とは、当該事業所の排出量の1/2以上であるものをいう。)

(3) 第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所

第2計画期間から新たに特定地球温暖化対策事業所(削減義務対象事業所)となる事業所には、第1計画期間と同等の 削減義務率(8%又は6%)を適用





\*図では、便宜上、第1計画期間の基準排出量と第2計画期間の基準排

## ◎実現可能性の検討

\*現在利用可能な省エネ技術での試算 事業所が既に計画化している削減対策や、第2計画期間終了時までの今後の省エネ改修等を見込んで実現可能性を検討

■第2計画期間削減義務率の達成見通し(事業所割合)

約7割の事業所で第2期義務以上削減 ①2011 年度実績 ②第2期終了時 約8割の事業所で達成見通し (既計画化対策) ③追加的削減等 約9割の事業所で達成見通り

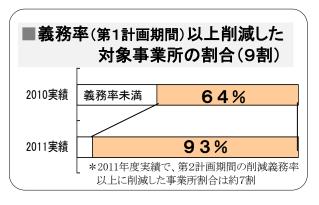
- ① 2011年度実績は、約7割の事業所で第2計画期間の削減義務率を超える削減
- ② 2011 年度までの削減実績に加え、節電の戻りを推計※5し、LED など高効率照明器具への更新など事業所 が計画書に既に記載している対策の実施効果を含めると、約8割の事業所で義務達成見込み(第1計画期 間に生じた超過削減量は当該事業所の削減義務達成に利用されるものとして推計)
- ③ さらに、追加的削減対策の実施(更新時期を迎えた熱源・照明設備等の高効率な設備等への更新対策等) での削減や第2計画期間から実施する低炭素電力等の選択行動等により、約9割の事業所で義務達成見

### ◆排出量取引制度も利用すれば、全ての事業所で達成可能

■2010 年度実績: 基準排出量比 平均13%削減

●2011 年度実績 (暫定値)

: 基準排出量比 平均23%削減



- 2012 年度も、多くの事業所で、照明照度の見直し やLED照明への転換など、節電・省エネ対策が継 続されている。
- 一方、削減義務率の達成に向けて、一層の取組が求 められる事業所も存在